

〔事案 26-24〕 高度障害保険金支払等請求

・平成 26 年 11 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

高度障害保険金の支払いまたは保険料払込免除の適用を求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 8 月の交通事故で頸椎を損傷したことにより四肢不全麻痺となったので、高度障害保険金の支払いを請求したが支払いを拒否され、保険料払込免除についても求めたが拒否された。

しかし、自分は、「働く能力が全くなり、日常生活上で用意、後片付けが何もできなく、常に介護が必要」な状態にあるので、高度障害保険金の支払い（主張①）、または保険料払込免除（主張②）としてほしい。

<保険会社の主張>

申立人の障害の状態は、約款に定める高度障害保険金の支払事由である高度障害状態のいずれにも該当せず、また、約款に定める保険料の払込免除事由所定の身体障害の状態のいずれにも該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款の規定

- (1) 本契約の約款は、高度障害保険金の支払事由を、「被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表）に該当したとき」と規定し、別表では、対象となる高度障害状態を規定している。
- (2) 保険料の払込免除事由については、「被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表）に該当したとき」と規定しており、別表では、対象となる身体障害状態を規定している。

2. 当審査会の判断

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

(1) 主張①について

申立人提出の診断書に記載の診断内容および測定結果にもとづき、約款別表のうち関連のある項目として、「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」、「両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」、「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」、「1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」、「1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの」、について検討した結果、申立人の障害状態は、いずれにも該当せず、別表に列記される高度障害状態のいずれにも該当しないので、高度障害保険金の支払い請求は認められない。

(2) 主張②について

同様に、約款別表のうち、「1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永遠に失ったもの」、「1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの」、「10 手指の用を全く永久に失ったもの」、「脊柱に著しい奇形または運動障害を永久に残すもの」、について検討した結果、申立人の障害状態は、いずれにも該当せず、別表に列記される身体障害状態のいずれにも該当しないので、保険料払込免除の請求は認められない。